

# 高知県教育委員会 会議録

平成22年4月定例委員会

場所：教育委員会室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成22年4月26日(月) 13:30

閉会 平成22年4月26日(月) 14:25

## (2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	河田 耕一
	委員	小島 一久
	委員	宮地 彌典
	委員	久松 朋水
	委員	北添 紀子
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員		なし

## (3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	東 好男
〃	教育次長	池 康晴
〃	子育て・親育ち推進監	佐藤 津矢子
〃	教育政策課長	黒沼 一郎
〃	総務福利課長	稲垣 正順
〃	幼保支援課長	門田 登志和
〃	小中学校課長	永野 隆史
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	特別支援教育課長	渡辺 豊年
〃	生涯学習課長	濱田 久美子
〃	全国生涯学習フォーラム推進課長	田中 宏治
〃	文化財課長	片岡 博彦
〃	人権教育課長	中澤 牧生
〃	教育政策課課長補佐	岡村 一良
〃	教育センター所長	松木 優典
〃	教育政策課企画監	豊嶋 寿昭
〃	スポーツ健康教育課課長補佐	西岡 毅
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	中島 勝海(会議録作成)
〃	教育政策課主幹	田中 健(会議録作成)

#### (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

##### 【冒頭】

委員長 4月定例委員会を開催する。本日の議案は、付議第2号から第5号までが個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第2号から第5号までは非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

##### 【報告第1号 職員の退職手当に関する条例の運用方針に関する報告 (総務福利課)】

○総務福利課長説明

○質疑

教育長	補足説明すると、在職期間中に懲戒免職処分を受けた場合、退職手当支給前又は支給後に懲戒免職相当の非違行為が発覚した場合に区分して、それぞれ条例の運用方針を整備したもの。
委員	条例第15条の規定に関連して、退職手当の受給者の相続人にも納付させるケースがあるが、相続税納付後の場合の取扱いは税務署当局との相談となるか。
事務局	個人において税務署とやりとりすることとなる。
委員	退職後の非違行為による返納は、何年間要求できるか。
事務局	退職後5年以内となる。なお、退職手当の受給者が死亡した場合は死亡した日から6月であり、遺族に配慮された形とはなっている。
教育長	退職手当を一部支給にとどめる場合など、今のところを判例もなく事例が発生した時点で検討することとなる。
委員	資料5p、一部支給を検討する際の非違行為の内容、程度を記載した箇所について、「特に厳しい措置として懲戒免職処分とした場合」など抽象的な規定となっている。
事務局	刑罰的には停職相当だが、(非違行為の)影響が大きい場合が想定される。
委員	飲酒運転などが想定されるか。
事務局	そういうこともあり得るが、本運用方針は知事部局のものを準用しており、実際には事例発生時に検討せざるをえない。
委員長	他にご意見なければ、本報告については了承する。

【付議第1号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

○教育政策課長説明

○質疑

教育長	今年度当初には改正しておくべき。遅れたことによる実質的な影響はないか。
事務局	実質的には影響はない。
委員	統合された学校における指定級数の取扱いはどうなるか。
事務局	統合し新設される場合は改めて指定することとなるが、今回は該当はない。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県立学校における学校運営協議会委員の任命議案（高等学校課）】

○高等学校課長説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第3号 高知県産業教育審議会委員の任命議案（高等学校課）】

○高等学校課長説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第4号 高知県文化財保護審議会委員の任命議案（文化財課）】

○文化財課長説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第5号 高知県立図書館協議会委員の任命議案（生涯学習課）】

○生涯学習課長説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1～5号

原案のとおり議決